

59歳女性 援助限界 心労でうつに

ひきこもりの子と親が高齢化し、生活に困窮する「6050問題」の深刻化が叫ばれて久しい。内閣府は2019年、全国の40〜64歳のひきこもりの推計を61万3000人と発表した。だが親だけでなく、きょうだいの苦悩も忘れてはならない。弟がひきこもりだったという女性には「私がすべてを解決しなくてはならない」と思う、うつ状態になり、「と打ち明けた。」

【待馬航志、写真も】

自助といわれても

昨年12月上旬、東京都内のある施設で、田中久美子さん(59)「仮名」は10人ほどを前に、こう語り始めた。「弟が10年以上ひきこもっています」

これはNPO法人「KHJ全国ひきこもり家族会連合会」(東京都)が毎月開いている「兄弟姉妹の会」。きょうだいでひきこもりがいる人たちが悩みを分かち合おうと集まる。来る「元気がもてるんです」といって田中さんだが、うつになりそうにほろ苦しいという。明るく振る舞

こもる弟と共倒れ



ひきこもりの弟と母のケアに追われ、「1人でやらなければならないと思っていました」と振り返る女性—東京都渋谷区で2020年12月

う姿からはとても想像できない。田中さんは3人きょうだいで、4歳年上の兄と9歳年下の弟がいる。弟の中学時代の成績はほぼ「オール5」と抜群。ただ、ずっと手を洗っていたり、洗剤のおいが受け付けられなかったりすることがあった。

田中さんは26歳で結婚し、実家を離れた。仕事や家事に追われる中で、弟と関わる時間は次第に少なくなっていた。弟は大学を卒業後、関東にあるメーカーに就職し、人暮らしを始めたが、数カ月で退職。その後広告系の会社に勤めたが長続きせず。以降、イベントスタ

家にひきこもるようになった。14年に父が亡くなり、母と弟の2人での暮らしだ。母は「もうすれはいいかわらない」と涙を流した。

日常的に母暴行

18年には母が自宅で倒れた。そのとき母のケアマネジャーの女性にこう言われた。「お願いですから、2人をこれ以上一緒にさせないでください」。弟は自立を促される、母は日常的に殴る蹴るの暴行をしてきた。弟の暴力は母から聞いていたが、その深刻さに初めて気づかされた。

「弟を母から引き離さねばならない」。兄は遠方で暮らしているため頼れず、田中さん自身が積極的になり出すと決意した。母の年金や貯蓄を考慮し、後の生活費を見積もると、2年が限界だった。母は要介護4と判定され、認知症の症状もみられた。特別養老老人ホームに入所できたため、2人はようやく離れることができた。

あるとき、きょうだい3人で話し合う機会があり、こう伝えた。「食費ぐらいは自分で何とかしてほしい。少しでも動いてくれないか」。弟はうなずくも拒否するでもなく、黙ったままだった。しばらくの間、母の貯金から弟に送金したが、残高が減るたびに焦りを覚えた。弟が働くのはもう無理だと感じていました。「働いて」と言いますと、嫌がって私たちに会わなくなるともいらない。『母の貯金がなくなると』とほろぼぼと泣き、いつもたまりませんでした。弟は高血圧で腎臓に疾患も抱えていた。医師に「そのうち人工透析が必要になる」と言われていたが、次第に通院や服薬しなくなっていた。

田中さんの心労も重なった。18年秋、田中さんは駅のホームで突然ふっと意識を失った。その後うつに近い状態になり、勤務先に退職を申し出た。「自分一人で抱えるのは限界。外部に頼るしかない」。そう思い立ち、19年7月、冒頭の「兄弟姉妹の会」に初めて参加した。ソーシャルワーカーが行政のひきこもり相談窓口を紹介してくれた。

「自分の人生を犠牲にしなくていい」と言ってもらえて心が軽くなりました。国や自治体はこの問題にどう向き合っているのか。国はかつて、30代以下の若者を対象として経済的自立や就労サポートを自治体に促してきた。だがひきこもりの当事者は就労時に精神的なダメージを受けていることが多い。自治体などの窓口で足を運ぶケースはあまりない。有効な対策がないまま、ひきこもり問題は長期化していった。

にせず、個別のケースに柔軟に対応することが重要という方針を打ち出した。さらに20年6月には改正社会福祉法が成立。厚生省は「地域共生社会」の実現を掲げ、自治体の相談事業を国が支援する体制づくりを進めている。

だが、ひきこもりに関して詳しいジャーナリストの池上正樹さんは「カリスマ的な職員がいる自治体では取り組みが進んでいるが、自治体によって対応に差が出ているのが実態です」と指摘している。

ADHDと診断

田中さんの弟は生活保護を申請しようとしたが、役場の担当者「実家があるでしょう」と断られた。支援団体に相談すると、生活困窮者向けのシェアハウスに入居できた。また精神科へ通い「ADHD(注意欠陥多動性障害)」と診断された。「医師の先生が『つらかったね』と言ってくれました。弟がなぜ動けないか分かった気がしました。弟もほっとした様子でした。最近、生活保護を受けられるようになり、新しいスタートを切ろうとしている。

田中さんは「自分一人で抱えてしまっていました。弟が働けない理由も分かりませんでした。『自助』だけではなにも解決できません。ひきこもりの当事者や周囲が助けを求めやすい環境を社会全体でつくってほしい」と訴えた。

そこで厚生労働省は「生活困窮者自立支援法」(15年施行)でひきこもり支援の範囲を広げ、19年5月に有識者会議を設け、有識者会議は、ひきこもりを含めた生活の困りごとは、家庭や個人によって事情が全く異なるため、相談者をたらい回し

— 随時掲載